

横井 克典 議員 無会派



問 指名の除外を説明すべきでは

答 総合的な判断の結果で必要ない

○指名業者選定について、以下を問う。

問 令和2年度から令和5年12月までの間、29件の入札案件があり、A社は全ての入札案件で指名を受けていた。令和6年1月以降、11件の入札案件があり、指名は0件。指名審査委員会は、指名の偏りを把握していたか。

答 **副市長** 弥富市建設工事等請負業者選定要領の選定基準に基づき、総合的に判断した結果。

問 なぜ、A社は令和6年1月以降、指名がなくなったか。

答 選定要領第4条の選定基準に基づき、総合的に判断した結果。

問 A社に指名が一切なかったことは、どのような基準・ルールで判断したか。

答 選定要領に基づき、業者を選定している。

問 一方的に無期限で、指名除外した処分は、指名審査委員会の合議によるものか。

答 **副市長** 委員会で適正に判断した。

総務部長 合議によるもの。

問 3人の審査委員は、指名除外を把握していないのに、市の答弁に矛盾があるのでは。

答 **副市長** 総合的に判断しており、該当しない。

指名競争入札（設計）における指名回数(抜粋)

案号	高橋事務所	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (1-12月)	小計 (1-12月)	令和5年度 (1-3月)	令和5年度 (4-6月)	令和5年度 (7-9月)	令和5年度 (10-12月)	合計
(指名件数)		3	8	12	6	29	1	7	3	11	
1 A社		3	8	12	6	29	0	0	0	0	
2 B社		3	8	12	6	29	1	7	3	11	
3 C社		2	6	11	5	24	1	7	3	11	
4 D社		4	8	6	5	23	1	6	3	10	
5 E社		4	4	7	2	17	1	3	2	6	

▲愛知県電子調達システムの資料を集計（横井克典作成）

問 自動車放置防止に関する条例を

答 条例等の制定を検討する

○快適な生活環境について、以下を問う。

問 弥富駅周辺のゴミのポイ捨てについて、どのような対策を講じてきたか。

答 **市民生活部長** 近鉄弥富駅北口と南口にタバコの「ポイ捨て禁止」看板を設置。近鉄弥富駅南口広場と佐古木駅北口広場の清掃は月10回実施。

問 これまでの対策で、成果は上がっているか。

答 看板設置により、一定の成果はある。

問 「路上喫煙の規制に関する条例」制定の状況は。

答 制定していない。

問 条例を制定すべきではないか。

答 **市長** 制定は考えていない。

問 本市における、公共施設等の敷地内に放置されている自動車の現状は。

答 **市民生活部長** 公共施設等の敷地内に3台の放置自

動車がある。

問 撤去する場合、どのような方法があるか。

答 所有者を特定し、撤去を促す。拒否した場合、裁判手続きを進める。

問 「自動車の放置の防止等に関する条例」制定の状況は。

答 制定していない。

問 条例を制定すべきでは。

答 **市長** 条例等の制定を検討する。

【その他の質問】

・海翔高校と十四山中学校跡地の
利活用は



▲近鉄弥富駅の北口周辺